

帯商業第 313 号  
令和2年2月26日

関係団体 各位

帯広市長 米沢 則寿  
(商工観光部工業労政課担当)



### 新型コロナウィルス感染症に係る対応について（依頼）

日頃より、本市の産業振興にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
新型コロナウィルス感染症につきましては、先月15日に国内1例目が発生して以来、道内においても患者が増加しております。  
こうした中、国は、新型コロナウィルス感染症対策の基本方針を策定し、地方自治体だけでなく、事業者に対しても、具体的な行動を求めているところです。  
つきましては、以下に事業者における対応内容などをまとめましたので、会員への周知をお願いいたします。

#### 記

##### 1 事業者における対応内容（別紙1 別紙2）

- 従業員に対して、風邪やインフルエンザと同様に、咳エチケットや手洗いなどの励行
- 患者等との接触機会を減らす観点から、発熱などの症状がみられる従業員への休暇の取得やテレワークの推進
- イベントの開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、感染拡大を防ぐ観点から、イベントを開催する必要性を改めて検討など

##### 2 新型コロナウィルス感染症により経営に影響を受けた事業者への支援（別紙3）

低利な帯広市の中小企業振興融資制度をご利用いただけるほか、北海道や北海道信用保証協会では、経営に影響を受けている中小企業者の皆様への支援措置として、融資制度や緊急短期資金保証制度を案内しています。

##### 3 参考資料（国の資料等）

- 別紙1 国民の皆さまへのメッセージ（内閣官房ホームページ）  
[https://www.cas.go.jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/influenza/novel_coronavirus.html)
- 別紙2 新型コロナウィルスに関するQ&A（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html)
- 別紙3 帯広市の中小企業振興融資制度（帯広市ホームページ）  
[https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shoukoukankoubu/sangyoumachidukurika/b040101obihirosi\\_cyuusyoushigyou.html](https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shoukoukankoubu/sangyoumachidukurika/b040101obihirosi_cyuusyoushigyou.html)

お問い合わせ先  
帯広市商工観光部商業まちづくり課  
電話：0155-65-4165  
住所：帯広市西5条南7丁目1番地

# 新型コロナウイルス感染症対策

文字サイズ 中 大

検索

## 新型コロナウイルス感染症の対応について

(最終更新日：令和2年2月25日)

### ◆国民の皆さまへのメッセージ

○国民の皆様におかれでは、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

○センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

○なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

#### 【相談後、医療機関にかかるときのお願い】

○帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。

○医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

#### 【イベントの開催に関するお願い】 NEW!

- 新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。
- 最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。
- イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。
- また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただくようお願いいたします。
- 国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力ををお願いします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。
- そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。
- なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

# 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

令和2年2月21日時点版

## 1 基本的事項

問1 発熱などの風邪の症状がある方については、どのようにすればよいのでしょうか。

問2 感染が疑われる方については、どのようにすればよいのでしょうか。

## 2 感染防止に向けた柔軟な働き方

問1 新型コロナウイルスの感染防止のため、自社の労働者にテレワークを導入したいと考えていますが、どこに相談したらよいのでしょうか。また、どのような点に留意が必要でしょうか。

問2 新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、なるべく人混みを避けての通勤を考えています。時差通勤を導入するにはどうしたらよいのでしょうか。

## 3 労働者を休ませる場合の措置について

問1 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

問2 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

問3 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。

問4 労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか。

問5 新型コロナウイルス感染症によって、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合等にどのようなことに心がければよいのでしょうか。

問6 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱いは、労働基準法上問題はありませんか。病気休暇を取得したこととする場合はどのようになりますか。

## 4 その他

問1 新型コロナウイルスの感染の防止や感染者の看護等のために労働者が働く場合、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するでしょうか。

問2 労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要がありますか。

## <雇用調整助成金について>

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置についてはこちらをご参考ください。

### 1 基本的事項

#### <発熱などの風邪の症状があるときの対応>

**問1 発熱などの風邪の症状がある方については、どのようにすればよいのでしょうか。**

発熱などの風邪の症状があるときは、会社を休んでいただくよう呼びかけております。休んでいただくことはご本人のためにもなりますし、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です。そのためには、企業、社会全体における理解が必要です。従業員の方々が休みやすい環境整備が大切ですので、ご協力いただきますようお願いします。

新型コロナウイルスを防ぐには

ページの先頭へ戻る

#### <感染が疑われるときの対応>

**問2 感染が疑われる方については、どのようにすればよいのでしょうか。**

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。

また、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、これらの状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

「帰国者・接触者相談センター」でご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関をご案内します。「帰国者・接触者相談センター」は、感染が疑われる方から電話での相談を受けて、必要に応じて、帰国者・接触者外来へ確実に受診していただけるよう調整します。受診を勧められた医療機関を受診し、複数の医療機関を受診することは控えてください。

なお、これらの症状が上記の期間に満たない場合には、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLからご覧いただけます。下記のホームページをご覧いただき、お問い合わせください。

帰国者・接触者相談センターページ

**参考：新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）**

ページの先頭へ戻る

## 2 感染防止に向けた柔軟な働き方

### <テレワーク>

**問1 新型コロナウイルスの感染防止のため、自社の労働者にテレワークを導入したいと考えていますが、どこに相談したらよいのでしょうか。また、どのような点に留意が必要でしょうか。**

厚生労働省では、テレワークに関する情報を一元化した『テレワーク総合ポータルサイト』を設け、テレワークに関する相談窓口、企業の導入事例紹介などテレワークの導入・活用に向けた各種情報を掲載していますので、参考にしてください。

テレワーク総合ポータルサイト

テレワーク導入に当たっての相談は、下記窓口で受け付けております。

(電話、来訪による相談についてはいずれのセンターも9時～17時、土・日曜、国民の祝日を除く。)

### <テレワーク相談センター>

TEL : 0120-91-6479 (または03-5577-4572)

Mail : sodan@japan-telework.or.jp

### <東京テレワーク推進センター（東京都内の企業について利用可能）>

TEL : 0120-97-0396

Mail : suishin@japan-telework.or.jp

また、テレワーク時にも労働基準関係法令が適用されますが、労働者が通常の勤務と異なる環境で就業することになるため、労働時間管理などに留意いただく必要があります。厚生労働省で、留意点などについてまとめたガイドラインを作成していますのでご活用ください。

情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン

ページの先頭へ戻る

### <時差通勤>

**問2) 新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、なるべく人混みを避けての通勤を考えています。時差通勤を導入するにはどうしたらよいのでしょうか。**

労働者及び使用者は、その合意により、始業、終業の時刻を変更することができますので、時差通勤の内容について、労使で十分な協議をしていただきたいと思います。

また、始業、終業の時刻を労働者の決定に委ねる制度として、フレックスタイム制があります。この制度は、1日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出社または退社してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けるものです。なお、コアタイムは必ず設けなければならないものではありませんので、全部をフレキシブルタイムとすることもできます。フレックスタイム制の詳細や導入の手続きに際しては、以下のURLをご覧ください。

フレックスタイム制のわかりやすい解説&導入の手引き

[ページの先頭へ戻る](#)

### 3 労働者を休ませる場合の措置について

#### <休業させる場合の留意点>

##### 問1 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようにことに気をつけねばよいのでしょうか。

新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合っていただき、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いします。なお、賃金の支払いの必要性の有無などについては、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案するべきですが、労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならぬとされています。

※不可抗力による休業の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であるとの2つの要件を満たすものでなければならぬと解されています。例えば、自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分検討するなど休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を尽くしていないと認められた場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当する場合があり、休業手当の支払が必要となることがあります。

[ページの先頭へ戻る](#)

#### <感染した方を休業させる場合>

##### 問2 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどうにすべきですか。

新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。なお、被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。

具体的には、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2について、傷病手当金により補償されます。

具体的な申請手続き等の詳細については、加入する保険者に確認ください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## ＜感染が疑われる方を休業させる場合＞

### 問3 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。

また、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、これらの状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

「帰国者・接触者相談センター」でご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関をご案内します。「帰国者・接触者相談センター」は、感染が疑われる方から電話での相談を受けて、必要に応じて、帰国者・接触者外来へ確実に受診していただけるよう調整します。受診を勧められた医療機関を受診し、複数の医療機関を受診することは控えてください。

なお、これらの症状が上記の期間に満たない場合には、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLからご覧いただけます。下記のホームページをご覧いただき、お問い合わせください。

[帰国者・接触者相談センターページ](#)

「帰国者・接触者相談センター」の結果を踏まえても、職務の継続が可能である方について、使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

## ＜発熱などがある方の自主休業＞

### 問4 労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか。

会社を休んでいただくよう呼びかけをさせていただいているところですが、新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休まれる場合は、通常の病欠と同様に取り扱っていただき、病気休暇制度を活用することなどが考えられます。

一方、例えば熱が37.5度以上あることなど一定の症状があることをもって一律に労働者に休んでいただく措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

## ＜事業の休止に伴う休業＞

### 問5 新型コロナウイルス感染症によって、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合等にどのようなことに心がければよいのでしょうか。

今回の新型コロナウイルス感染症により、事業の休止などを余儀なくされた場合において、労働者を休業させるとときには、労使がよく話し合って労働者の不利益を回避するように努力することが大切です。

また、労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならぬとされています。休業手当の支払いについて、不可抗力による休業の場合は、使用者に休業手当の支払義務はありません。

具体的には、例えば、海外の取引先が新型コロナウイルス感染症を受け事業を休止したことに伴う事業の休止である場合には、当該取引先への依存の程度、他の代替手段の可能性、事業休止からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。

[ページの先頭へ戻る](#)

### <年次有給休暇と病気休暇の取り扱い>

**問6 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱いは、労働基準法上問題はありませんか。病気休暇を取得したこととする場合はどのようにになりますか。**

年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものなので、使用者が一方的に取得させることはできません。事業場で任意に設けられた病気休暇により対応する場合は、事業場の就業規則などの規定に照らし適切に取り扱ってください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 4 その他

### <時間外・休日労働>

**問1 新型コロナウイルスの感染の防止や感染者の看護等のために労働者が働く場合、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するでしょうか。**

ご質問については、新型コロナウイルスに関連した感染症への対策状況、当該労働の緊急性・必要性などを勘案して個別具体的に判断することになりますが、今回の新型コロナウイルスが指定感染症に定められており、一般に急病への対応は、人命・公益の保護の観点から急務と考えられるので、労働基準法第33条第1項の要件に該当し得るものと考えられます。

ただし、労働基準法第33条第1項に基づく時間外・休日労働はあくまで必要な限度の範囲内に限り認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどしていくことが重要です。また、やむを得ず月に80時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導などを実施し、適切な事後措置を講じる必要があります。

(参考) 時間外・休日労働とは?

労働基準法第32条においては、1日8時間、1週40時間の法定労働時間が定められており、これを超えて労働させ

る場合や、労働基準法第35条により毎週少なくとも1日又は4週間を通じ4日以上与えることとされている休日に労働させる場合は、労使協定（いわゆる36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていただくことが必要です。しかし、災害その他避けることのできない事由により臨時に時間外・休日労働をさせる必要がある場合においても、例外なく、36協定の締結・届出を条件とすることは実際的ではないことから、そのような場合には、36協定によるほか、労働基準法第33条第1項により、使用者は、労働基準監督署長の許可（事態が急迫している場合は事後の届出）により、必要な限度の範囲内に限り時間外・休日労働をさせることができるとされています。労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定ですので、厳格に運用すべきもののです。

なお、労働基準法第33条第1項による場合であっても、時間外労働・休日労働や深夜労働についての割増賃金の支払は必要です。

[ページの先頭へ戻る](#)

### ＜就業禁止の措置＞

#### 問2 労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか。

2月1日付で、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたことにより、労働者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、感染症法に基づき、都道府県知事が就業制限や入院の勧告等を行うことができるとなります。

感染症法により就業制限を行う場合は、感染症法によることとして、労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置の対象とはしませんが、感染症法の制限に従っていただく必要があります。

[ページの先頭へ戻る](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。



» 本文へ

まみあげ ふりがな もじ大きく い ろ 設 定

救急当番医

緊急時の連絡先

避難場所

English

한국어

中文简体

中文繁體

[トップページ](#) [産業・ビジネス](#) [産業](#) [産業振興・企業支援](#) [帯広市の中小企業振興融資制度](#)

## 産業

[産業](#)

[産業振興・企業支援](#)

[工業団地](#)

### 帯広市の中小企業振興融資制度

帯広市内中小企業者等の皆さんの経営基盤の強化や事業の活性化を図ることによって、帯広市の産業経済の発展に資することを目的として融資制度を設けています。

### 【重要】新型コロナウイルス関連肺炎の流行により経営に影響を受ける中小企業者の皆様へ

新型コロナウイルス関連肺炎の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様におかれましては、低利な帯広市の中小企業振興融資制度をご利用いただけるほか、北海道や北海道信用保証協会では、経営に影響を受けている中小企業者の皆様への支援措置として、融資制度や緊急短期資金保証制度を案内しております。詳細については以下よりご確認ください。

#### 【北海道 経済部 地域経済局中小企業課】

[新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う中小企業向け相談窓口及び融資取扱について](#)

#### 【北海道信用保証協会】

[新型コロナウイルスの流行に伴う「緊急短期資金保証制度」の取り扱いについて](#)

また、道内の様々な機関が新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を開設しております。道内の相談窓口一覧については、以下の経済産業省北海道経済産業局のサイトよりご確認ください。

#### 【経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課】

[新型コロナウイルスに関する経営相談窓口について](#)